資料２

別紙　1

職員交流事業実施要綱

（昭和57年４月１日制定）

（趣旨）

1. この要綱は，組合員の元気回復及び健康増進並びに交流を図るために実施する職員交流

事業に関して必要な事項を定めるものとする。

（職員交流事業の種別等）

第２条　職員交流事業の種別，実施単位及び事業内容は，次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　　別 | 実　施　単　位 | 事　業　内　容 |
| 地区単位職員交流事業 | 地方職員共済組合広島県支部長（以下「支部長」という｡）が別に定める一定の地域（以下「地区」という｡）又はその合同 | 地区又は所属機関の組合員の過半数が参加する組合員の保健，保養又は教養のための事業 |
| 所属単位職員交流事業 | 本庁の課，地方機関など支部長が別に定める機関（以下「所属機関」という｡）又はその合同 |

（職員交流事業運営協議会）

第３条　職員交流事業を円滑に実施するため，地区ごとに職員交流事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会は，共済組合の職員交流事業に対する組合員の意向を把握し，適切な事業の実施計画とその運営について協議するとともに，関係者と緊密な連絡をとり事業の運営を円滑に推進するものとする。

３　協議会は，会長１名，副会長１名及び委員若干名をもって構成し，それぞれ次の各号に定める者をも

って充てる。

(1)　会長　その年度に地区単位職員交流事業を担当する所属機関の長（地方機関においては各事務所，支所，事業所又は分室の事務所長，支所長，事業所長又は分室長）

(2)　副会長　各地区の組合員を代表する者

(3)　委員　各地区内の各所属機関（東京地区及び大阪地区にあっては，所属機関の課等の組織又は部門）の組合員を代表する者

４　会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

５　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

６　会議は，会長が招集し，主宰する。

７　協議会の庶務は，会長の所属機関において処理する。

（経費の助成）

第４条　共済組合は，職員交流事業の実施に伴う経費の一部を助成する。

２　前項の規定による助成金の額は，毎年度予算の範囲内で支部長が定める。

（助成額の内示及び交付申請手続）

1. 支部長は，毎年度当初に，当該年度における助成金の額を各協議会に内示する。

２　各協議会は，前項の内示を受けた後，地区単位職員交流事業及び所属単位職員交流事業の年間事業計画を定めるものとする。

３　各協議会は，助成金の交付を受けようとするときは，前項で定めた年間事業計画に基づき別記様式第１号による職員交流事業計画及び助成金交付申請書を作成し，支部長に提出するものとする。

４　前項の申請書の提出期限は，原則毎年度９月末日までとする。

（助成金の交付）

1. 支部長は，前条第３項の職員交流事業計画及び助成金交付申請書を受理したときは，これを審査し，適当と認めたときは，交付決定の通知をし，各協議会に助成金を交付する。

２　前項の助成金は，概算払いとし，各協議会の指定する口座へ振り込むものとする。

（事業計画の変更）

第７条　各協議会は，第５条第３項の規定により提出した年間の職員交流事業計画の内容（所要経費の額及び助成金配分額の変更を含む。）を変更しようとするときは，別記様式第２号による職員交流事業変更報告書を支部長に提出するものとする。

（実施報告）

1. 各協議会は，地区単位職員交流事業又は所属単位職員交流事業を実施したときは，その都度，速やかに別記様式第３号による地区・所属単位職員交流事業実施報告書を支部長に提出するものとする。この場合において，所属単位職員交流事業に係る実施報告書は，当該所属機関において作成するものとする。

（実績報告）

第９条　各協議会は，第５条第３項の規定により行った助成金の交付申請に係る職員交流事業（第７条の規定により事業計画の変更を行った場合は，当該変更後の事業を含む。）のすべてを実施したときは，速やかに別記様式第４号による職員交流事業実績報告書を支部長に提出するものとする。

（助成金の返還)

第10条　各協議会は第６条第１項の規定により受領した助成金に係る年間の職員交流事業の実施費用が当該助成金を下回ったときは，その差額を支部長に返還するものとする。

（任命権者の行う厚生計画）

第11条　職員のレクリエーション事業を実施計画する場合の承認取扱要領による承認の必要な職員交流事業については，同要領の定めるところにより，承認申請を行うものとする。

附　則

第１条　この要綱は，昭和57年度レクリエーション事業から適用する。

1. 「地区単位レクリエーション事業実施要領」（昭和56年４月27日決定），「特定地区保健事業助成金交付要領」（昭和56年５月７日決定）及び「レクリエーション事業運営協議会設置要領」（昭和54年６月４日決定）は，廃止する。

（令和４年度の特例）

第３条　令和４年度に限り，第５条第１項に定める助成金の額を各協議会に内示する時期及び同条第４項に定める申請書の提出期限は支部長が別に定める。

　　（職員交流事業実施要綱に係る昭和58年度から令和元年度までの一部改正の附則は省略）

附　則（令和２年４月27日改正）

（施行期日等）

この要綱は令和２年４月27日から施行し，改正後の職員交流事業実施要綱は令和２年度の職員交流事業に適用する。

附　則（令和３年４月27日改正）

（施行期日等）

この要綱は令和３年４月27日から施行し，改正後の職員交流事業実施要綱は令和３年度の職員交流事業から適用する。

附　則（令和４年４月26日改正）

（施行期日等）

この要綱は令和４年４月26日から施行し，改正後の職員交流事業実施要綱は令和４年度の職員交流事業から適用する。

　附　則（令和４年７月７日改正）

この要綱は令和４年７月７日から施行する。